

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		-	-
		1,433	82,459,464
		86	2,583,503
		803	6,527,853
債 務 控 除 額		153	424,154
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		1,445	78,939,268
課 税 価 格			
相 続 税 額	算 出 税 額	1,434	9,632,428
	2 割 加 算 額	112	87,324
	計	1,434	9,719,753
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	38	36,466
	配 偶 者	176	2,205,225
	未 成 年 者	24	3,088
	障 害 者	79	79,925
	相 次 相 続	52	70,409
	外 国 税 額	-	-
	計	353	2,395,112
差 引 税 額	1,273	7,324,641	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	30	193,033	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	1,266	7,131,608	
農 地 等 納 税 猶 予 額	-	-	
株 式 等 納 税 猶 予 額	2	303,825	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	1,266	6,880,140
	還 付 税 額	15	52,357
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	385	35,430,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 22 年分	1,363	69,232,995	7,088,828	1,388,635	1,203	5,577,159	15	35,445	349
平成 23 年分	1,238	68,756,268	7,962,957	2,014,103	1,064	5,905,779	14	37,506	336
平成 24 年分	1,314	68,046,586	7,800,044	2,145,883	1,133	5,379,005	15	40,838	341
平成 25 年分	1,372	70,507,462	7,517,668	1,870,048	1,193	5,572,642	20	45,616	359
平成 26 年分	1,445	78,939,268	9,719,753	2,395,112	1,266	6,880,140	15	52,357	385

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
那覇	435	23,967,335	377	1,961,175	124
宮古島	15	692,392	17	29,786	6
石垣	7	593,146	5	127,424	4
北那覇	370	24,227,735	317	2,779,970	97
名護	30	1,717,792	26	119,715	9
沖縄	588	27,740,868	524	1,862,070	145
総計	1,445	78,939,268	1,266	6,880,140	385

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本年分	申 告 額	1,447	78,364,940	1,262	6,850,303	385
	修正申告による増差額	27	658,803	26	67,673	13
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	8 △	84,475	13 △	37,837	7
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,445	78,939,268	実 1,266	6,880,140	実 385
過 年 分	申 告 額	72	2,442,106	62	133,897	20
	修正申告による増差額	186	2,515,078	272	312,116	86
	更正による増差額	1 △	7,669	1	2,153	1
	更正等による減差額	70 △	1,098,347	75 △	154,479	28
	決 定 額	1	11,531	1	45	1
	計	実 321	3,878,037	実 398	293,732	実 108
合 計	申 告 額	1,519	80,807,046	1,324	6,984,200	405
	修正申告による増差額	213	3,173,881	298	379,790	99
	更正による増差額	1 △	7,669	1	2,153	1
	更正等による減差額	78 △	1,182,822	88 △	192,316	35
	決 定 額	1	11,531	1	45	1
	計	実 1,766	82,817,305	実 1,664	7,173,872	実 493

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 14	千円 2,840	人 -	千円 -
過 年 分	150	15,343	48	5,853	4	7,021
合 計	150	15,343	62	8,693	4	7,021

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	65	5,125,811	309,535	26,716	70,149	160
1 億円超	198	28,522,168	897,841	219,487	1,035,614	866
2 "	66	16,123,101	541,039	52,913	1,239,618	320
3 "	40	14,761,218	218,011	98,374	1,596,067	197
5 "	8	4,420,306	305,596	-	586,279	37
7 "	5	3,899,105	165,431	-	953,288	28
10 "	2	2,720,246	146,048	13,500	412,898	6
20 "	1	2,792,985	-	-	956,390	4
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	385	78,364,940	2,583,503	410,990	6,850,303	1,618

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	-	16	17	18	14	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	16	21	19	53	42	27	8	5	3	2	2
2 "	-	1	6	14	13	13	7	3	5	-	1	3
3 "	-	-	2	8	8	7	8	3	3	1	-	-
5 "	-	-	-	1	3	2	2	-	-	-	-	-
7 "	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1
10 "	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	34	47	61	94	65	44	14	13	4	3	6

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土  地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	13	133,071
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	124	3,100,929
	宅地（借地権を含む。）	356	29,697,379
	山林	23	541,109
	その他の土地	232	14,669,418
	計	<b>366</b>	<b>48,141,906</b>
家屋、構築物		302	4,833,687
事業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	11	22,851
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	3	6,210
	売掛金	2	24,627
	その他の財産	17	158,394
	計	<b>26</b>	<b>212,081</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	48	2,700,221
	同上以外の株式及び出資	157	2,684,684
	公債及び社債	24	317,502
	投資・貸付信託受益証券	44	934,925
	計	<b>193</b>	<b>6,637,332</b>
現金、預貯金等		383	15,812,935
家庭用財産		125	136,867
その他の財産	生命保険金等	28	856,468
	退職手当金等	13	1,073,169
	立木	2	200
	その他	223	3,829,831
	計	<b>227</b>	<b>5,759,668</b>
合計		<b>384</b>	<b>81,534,477</b>
相続時精算課税適用財産価額		42	2,583,503
債務等	債務	334	5,519,834
	葬式費用	369	644,195
	計	<b>374</b>	<b>6,164,030</b>
差引純資産価額		385	77,953,950
暦年課税分贈与財産価額		57	410,990
課税価格		<b>385</b>	<b>78,364,940</b>

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。